

非常災害計画・避難確保計画・消防計画との比較

計画	非常災害対策計画（健康福祉部 高齢福祉課）	避難確保計画（市長公室 危機管理課）	消防計画（消防本部）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(省令) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(省令) ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(省令) ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(省令) 	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法	消防法
対象	① 障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所 ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所 ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	政令で定める防火対象物
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策計画の作成 ・避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成及び市町村への提出 ・避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成及び所轄消防長又は消防署長への届出 ・消火、通報及び避難の訓練の実施（実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報）
計画で定めるべき項目	≪「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年2月1日障障発0201第1号)≫ <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	≪要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き≫ <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務（組織を設置する場合に限る。） 	消防法施行令規則第3条による
備考	<p>「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。また、消防計画に追記する場合は別紙【土砂】【洪水】消防計画等既存計画への追記概要を参考にしてください。</p> <p>【参考にする手引き】 洪水・土砂・内水・高潮・津波：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・土砂・内水・高潮・津波編） （令和2年10月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）</p> <p>【厚生省令(参考)】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（非常災害対策） 第四十四条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>【解釈通知(参考)】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（38）非常災害対策（基準第44条） ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。 ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。 ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。 ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p>		

避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

計画	避難確保計画(災害ごとの規定)	非常災害対策計画(施設ごとの規定)	消防計画
根拠 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○水防法(昭和24年法律第193号) ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) ○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生省令又は厚生労働省令 ・【介護保険施設等】指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)等 ・【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)等 ・【救護施設等】救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)等 ・【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)等 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防法(昭和23年法律第186号)
対象 (※1)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等)	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
義務 (※2)	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施	非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施	所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に提出。消火、通報及び避難の訓練の実施
計画に 定める べき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防の組織に関する事 ・防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事 ・避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事 ・消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事 ・火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事 ・防火管理についての消防機関との連絡に関する事(一部抜粋)

避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

○避難確保計画(水防法、土砂災害防止法、津波法)

- 計画の体制
- 計画の適用範囲
- 防災体制
- 情報収集及び伝達
- 避難の誘導
- 避難確保を図るための施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る）

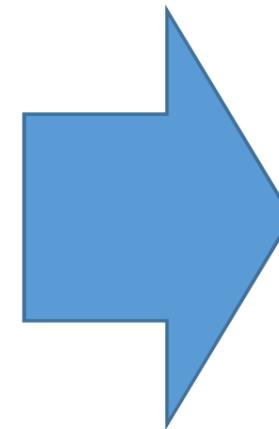
○非常災害対策計画(厚生省令又は厚労省令)

- 施設等の立地条件
- 災害に関する情報の入手
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- 避難を開始する時期、判断基準
- 避難場所、避難経路、避難方法
- 災害時の人員体制、指揮系統
- 関係機関との連携体制

○消防計画(消防法)

- 自衛消防の組織に関する事
- 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事
- 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
- 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
- 防火管理についての消防機関との連絡に関する事
(一部抜粋)

非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。



- 避難確保計画
- 非常災害対策計画
- 消防計画

非常災害対策計画に消防計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。